

願人補（次期祭祀承継者）指定手続き

※令和元年7月31日以前に指定手続きをされた「副代表」は「願人補」として有効です

納骨御仏壇を護る願人（名義人）が亡くなってからの名義変更は大変煩雑です。
納骨御仏壇を護持相続するため、願人が存命中に、次期祭祀承継者（願人補）を指定してください。

願人（名義人）が存命

願人（名義人）
逝去

願人の本人確認+取得届の提出

【郵送による申請書類の取得方法】書式自由

- ①願人名②お墓の番号③「願人補指定の希望」を記入し、
 - ④願人の公的身分証明書コピーを東山浄苑へ郵送ください
- 後日、申請書類一式を願人宛てに郵送します

名義変更

願人の家族構成等を確認し、
必要書類をお渡しします
総合受付に御相談ください

次期祭祀承継者がいる

次期祭祀承継者がいない
※東山浄苑東本願寺を指定ください

【必要書類等】

- ①「納骨御仏壇使用許可証」もしくは「紛失届」
- ②「護持人指定届並びに誓約書」
※願人・願人補ともに自署押印
- ③事務手続き費用 10,000 円
- ④相続講員費 准講員・通常 5,000 円/年
講員・終身 100,000 円

【必要書類等】

- ①「納骨御仏壇使用許可証」もしくは「紛失届」
- ②「護持人指定届並びに誓約書」
※願人の自署押印、
願人補は「東山浄苑東本願寺」記入・押印
- ③相続講員費 准講員・通常 5,000 円/年
講員・終身 100,000 円

■お問い合わせ、書類送付先



東山浄苑 東本願寺

〒607-8461 京都市山科区上花山旭山町 8-1

TEL 075-541-8391 受付時間 9時～16時30分